

7月1日～7日 「全国安全週間」 全国一斉に展開

令和5年度の「全国安全週間」スローガンは、

高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場 を掲げています。

今年で96回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

これまで、事業場では、労使が協調して連綿と労働災害防止対策を展開してきたおかげで労働災害は長期的には減少していますが、令和4年の労働災害については、死亡災害は前年を下回り、774件と過去最少となったものの、休業4日以上の死傷災害は前年を上回り、増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

特に、墜落・転落などの死亡災害、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が依然として後を絶たない状況にあります。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、不斷の努力が必要であり、労使一丸となった取組が求められます。

7月1日（土）から7日（金）までを「全国安全週間」として、各職場における巡回やスローガンの掲示、労働安全に関する講習会の開催など、さまざまな取組が一斉に実施されます。皆様もこれを機に趣旨を理解の上、と一緒に一人一人の安全意識の高揚を図りましょう。

ご存じですか？ 足場に係る労働安全衛生規則が改正されました（一部令和5年10月1日施行）

◆建設業における重大災害の多くを占める墜落・転落災害の原因

- ①対策を実施するためのノウハウの不足等から手すり等の設置や要求性能墜落制止用器具の使用等、法令上の措置が不十分なこと、
- ②足場での作業中の墜落・転落災害に、手すり等がなく、足場の安全点検が行われていない事例があること、
- ③一側足場にあっては、法令上手すり等の設置義務がないこと、
- ④足場の組立・解体中の墜落災害で、手すり等がなく、墜落制止用器具を親綱にかけておらず転落したケース等が認められたこと

などの課題があがり、更なる減少を図るために、本年3月改正がなされ、10月1日から施行されます。

● 足場に係る労働安全衛生規則改正内容

1 一側足場の使用範囲を明確化

狭い現場で使用される一側足場については、その構造上、安衛則に定める手すりの設置等の墜落防止措置が適用されないが、本足場の設置に十分な幅がある場所（幅1m以上）においては、本足場の設置を義務付けるもの。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときはこの限りではない

2 足場の点検を行う際、点検者を指名することを義務付け

足場（つり足場を含む。以下同じ。）からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、安衛則で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されていることを踏まえ、事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようするため、点検者を予め指名することを義務付けるもの。

3 足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加

事業者又は注文者が悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときに記録及び保存すべき事項（現行では当該点検の結果及び点検結果に基づいて補修等を行った場合にあっては、当該措置の内容）に、当該点検者の氏名を追加するもの。

※ 施行期日：1については令和6年4月1日、2及び3については令和5年10月1日



建築物の解体、改修作業を行うために必要な資格をご存じですか？

未だ多くの建築物に石綿を含有する建材が残されており、今後の解体・改修時期を迎えると、作業環境のみならず生活環境への飛散を確実に防止しなければなりません。当センターでは以下の講習をご提供いたします。

【建築物石綿含有建材調査者講習】 ◆解体や改修工事等の作業を開始する前の調査に必要な資格です

建築物の解体、改修作業を開始する前に石綿の有無について調査を行う者については、令和5年10月1日からは石綿含有建材調査講習を修了した者で行なうことが義務付けられています。

【石綿作業主任者技能講習】 ◆石綿含有建材に係る解体や改修工事の指揮監督を行う際に必要な資格です

作業に従事する作業員に対し、作業方法を決定し、必要な工具や呼吸用保護具等の点検、使用について現場で指揮管理する石綿作業主任者に必要な知識の習得を図るための講習です。当該講習を修了することで、前記の石綿含有建材調査者講習の受講資格を得ることが出来、一部科目的免除、受講料の減額を受けられます。

【石綿取扱い作業従事者特別教育】 ◆石綿含有建材に係る解体や改修工事に従事する際に必要な教育です

[山口労働局登録第2号] 一般建築物石綿含有建材調査者講習の開催予定

回	日 時	会 場	募集定員	受講料・テキスト代(消費税込み)
5	7月24・25日（月・火） 1日目 9:15～16:30 2日目 9:10～16:50	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町2-16-8	40人	
6	8月30・31日（水・木） 1日目 8:45～16:00 2日目 8:45～16:30	岩国市役所 岩国市今津町1-14-51	20人	全科目受講 35,000円 石綿作業主任者持 32,000円 テキスト代 5,181円
7	9月6・7日（水・木） 1日目 8:45～16:00 2日目 8:50～16:50	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島1062	60人	
8	10月上旬（調整中） 1日目 9:15～16:30 2日目 9:10～16:50	周南会場 (周南市又は下松市) ※7月上旬に決定します	40人	

[山口労働局長登録第171号] 石綿作業主任者技能講習（助成金対象）の開催予定 受付け中

回	日 時	会 場	募集定員	受講料・テキスト代(消費税込み)
1	8月1・2日（火・水）	下松市勤労者総合福祉センター	定員に達し 募集締切り	
2	9月4・5日（月・火） 1日目 9:15～16:30 2日目 9:20～15:50	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町2-16-8	40人	受講料 12,000円 テキスト代 2,013円
3	10月5・6日（木・金） 1日目 8:45～16:00 2日目 8:50～16:50	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島1062	60人	

石綿取扱い作業従事者特別教育（助成金対象）開催予定

回	日 時	会 場	募集定員	受講料・テキスト代(消費税込み)
4	7月20日（木）9:30～15:20	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島1062	60人	受講料 7,000円 テキスト代 979円
5	8月21日（月）9:30～15:20	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町2-16-8	40人	

フルハーネス型安全帯特別教育（助成金対象）開催予定

回	日 時	会 場	募集定員	受講料・テキスト代(消費税込み)
2	8月25日（金）9:00～16:30	サンフレッシュ山口 山口市湯田温泉5-5-21	40人	受講料 9,000円 テキスト代 979円